

職業指導(キャリアガイダンス)について(参考資料)

1. 中教審の諮問と第二次報告
2. 「職業指導(キャリアガイダンス)」の位置づけ(イメージ)
- 3(1) 「職業指導(キャリアガイダンス)」に関する実施状況
- 3(2) 「職業指導(キャリアガイダンス)」に関する取組事例
4. 公的な質保証システムにおける「職業指導の(キャリアガイダンス)」の現状

(参考1) 諸外国の質保証制度における職業指導(キャリアガイダンス)に関連する規定

(参考2) 関連する用語について

(別紙1) 大学設置基準の「厚生補導」の規定

(別紙1) 設置認可審査の審査項目

(別紙3) 認証評価における職業指導(キャリアガイダンス)に関連する取扱い

1. 中教審の諮問と第二次報告

(1) 「中長期的な大学教育の在り方について(諮問)」平成20年

第五として、多様なニーズに対応する大学教育を実現するための学生の履修を支援する方策についてです。

学生のニーズが多様化した状況を踏まえると、大学においては教育の提供のみならず、きめ細かな履修指導や進路相談等の学生支援の取組が一層重要となっており、その具体的方策の御検討をお願いいたします。また、社会人や留学生等の多様な背景を備えた学生への支援や、大学院博士課程学生への教育の在り方や修了者への支援に関し、どのような方策が必要か御検討をお願いいたします。

(2) 大学分科会第二次報告(平成21年8月)

(検討課題(例))

ア 学生が入学時から自らの職業観、勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、教育課程内外にわたり、授業科目の選択等の履修指導、相談、その他助言、情報提供等を段階に応じて行い、これにより、学生が自ら向上することを大学の教育活動全体を通じて支援する「職業指導(キャリアガイダンス)」を適切に大学の教育活動に位置づけることが必要。

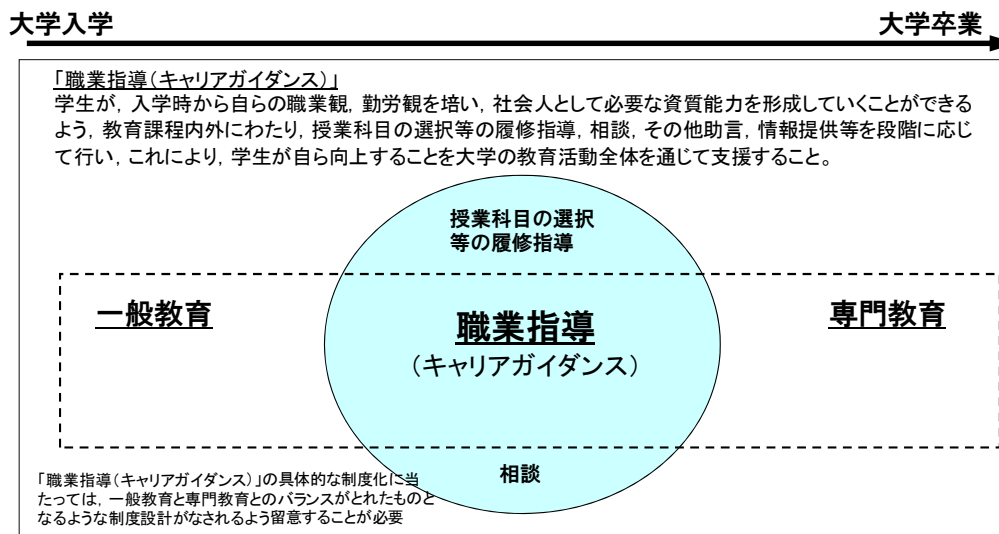
イ 法令上も、以下の点に留意しつつ、職業指導(キャリアガイダンス)の実施を明確化。

- ・ 就職ガイダンスや職業意識の形成に関する授業科目を開設している大学等が約7割に達しており、また、その状況が各大学の特色に応じて多様である実態を踏まえつつ、一般教育と専門教育とのバランスに留意した制度設計とすること。
- ・ 現行の大学設置基準では、教育課程及びそれを構成する授業等に関する規定は、大学の自主性・自律性を尊重する観点から、必要最小限に抑制されていることを踏まえ、それとの均衡を失しないこと。
- ・ 「キャリア教育」、「キャリア支援」、「キャリアデザイン」、「職業教育」、「職業指導」、「就職支援」など様々な用語が使われているので、引き続き、実態を踏まえた検討。
- ・ 学生相談等とのバランスを図りつつ、職業指導(キャリアガイダンス)を組立てること。

2. 「職業指導(キャリアガイダンス)」の位置づけについて(イメージ)

高等教育における「職業指導(キャリアガイダンス)」

学生が職業観・勤労観を培い、社会人として必要な資質能力を形成していくことができるよう、「職業指導(キャリアガイダンス)」を大学における教育活動に位置づけ、その充実に努めることが必要である。



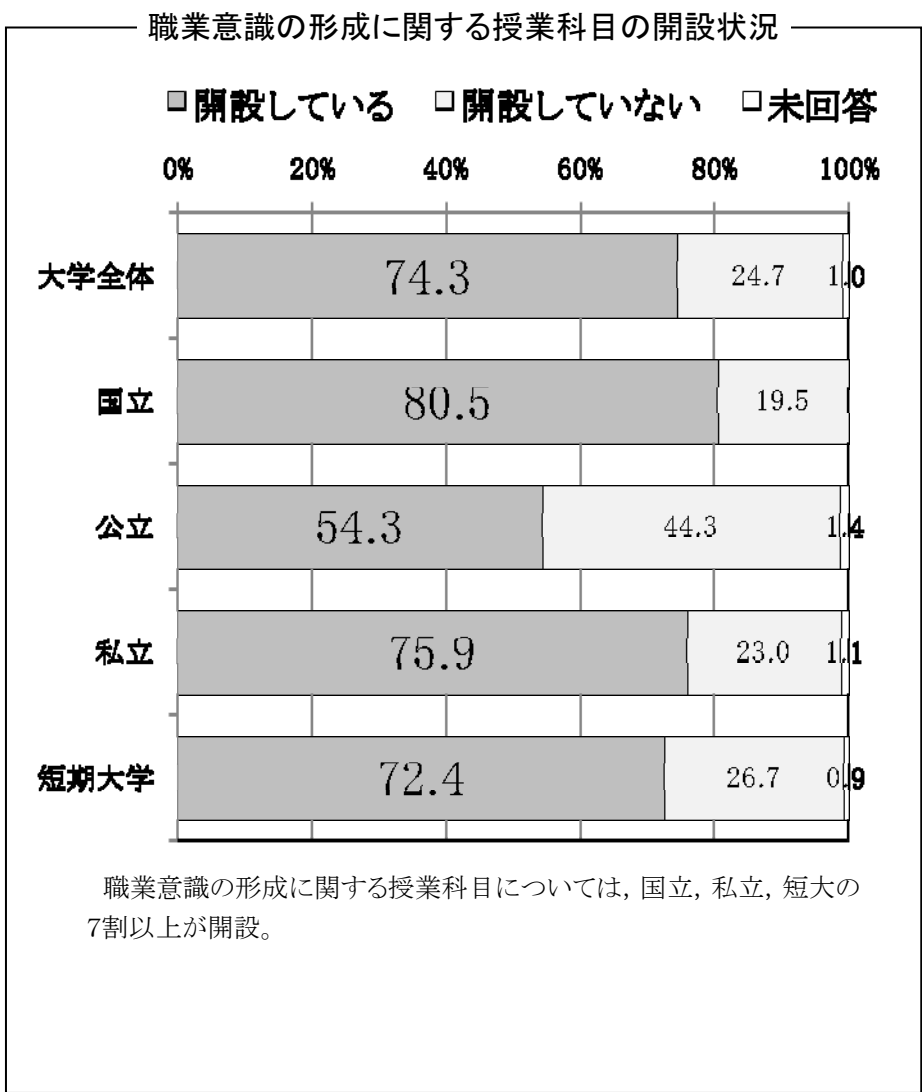
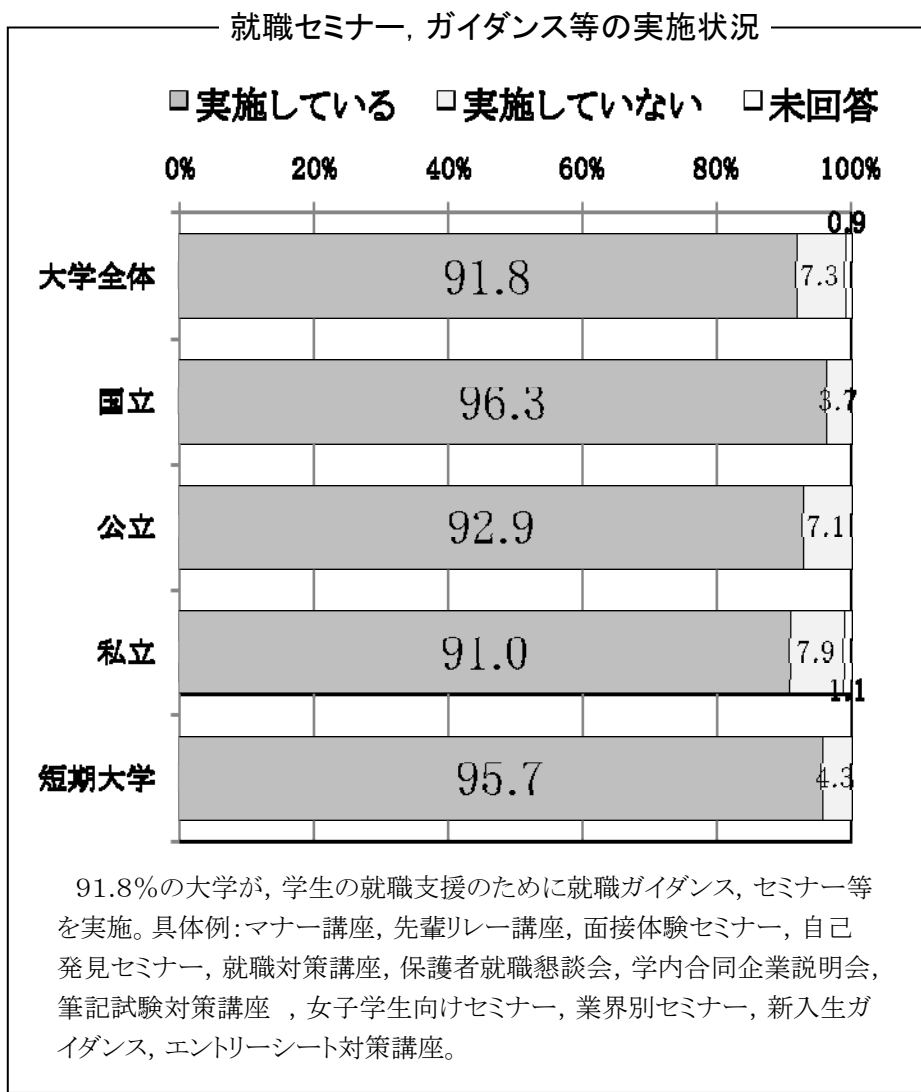
【大学教育において「職業指導(キャリアガイダンス)」が行われる場又は機会】

	1年次	2年次	3年次	4年次
① 教育課程	一般科目(※)		各学科の専門科目、ゼミ、卒論(※)	
	PC実習、外国語科目等			
② その教育活動	履修指導	インターンシップ		
		PC講座、語学講座等		
③ 就職支援	進路相談、就職相談			
	自己分析セミナー		就職説明会	
			学内企業説明会	

(※) 討論形式の授業等、授業方法の改善による取組も含まれる。

3(1)「職業指導(キャリアガイダンス)」に関する実施状況

9割を超える大学が、就職セミナー、ガイダンス等を実施している。また、多くの大学で、職業意識の形成に関する授業科目を開設している。



3(2)「職業指導(キャリアガイダンス)」に関する取組事例

金沢工業大学の事例

入学時から将来の進路について考えていくカリキュラム(進路教育)と、充実した支援体制(就職支援)を実施。

【進路教育】

正規の教育カリキュラムとして、1年次から「社会で自分を活かして生きていく力」(人間力)を意識したキャリア・デザインを描くことを基本とする。

1年次:「進路ガイド基礎」(春学期必修科目)でキャリアデザインを描く

2年次:「コアガイド」(冬学期必修科目)で、学生が自ら取り組む専門領域を決め、3年次以降の学習計画を立てる。

3年次「進路セミナーⅠ・Ⅱ・Ⅲ」(選択科目)と「人間と自然Ⅲ」(冬学期必修科目)

4年次:個人指導・模擬面接等のきめ細かい個別指導。

【就職支援】

豊富な経験を基に、教員が進路アドバイザーとして進路をサポート。また、企業訪問専任スタッフやキャリア・カウンセラーを配置。

目白大学の事例

入学時からのキャリアデザインの開設のほか、キャリアセンターによる各種支援を実施。

【キャリアデザイン】

大学入学直後から将来について考え、「働く」ことの意義を知り、自分がどんな仕事に就きたいか、そのためには何を学び、身につけなければならないかを考え、計画的に考える「キャリアデザイン」を開設。

1年次春学期(キャリアデザインⅠ):フレッシュマンセミナー、学習技能、個人面談・各学科のプログラム。

1年次秋学期(キャリアデザインⅡ):卒業後の多様な進路と準備行動、大学生の就職を考える、キャリア開発、

2年次春学期(キャリアデザインⅢ):自分の個性や適性を自覚し、それにふさわしい企業、職種をイメージ。

2年次秋学期(キャリアデザインⅣ):コミュニケーション能力・プレゼン能力の開発等。

3年次春学期(キャリアデザインⅤ):就職活動の進め方等、将来の目標に向かって、より具体的にアプローチ。

【キャリアセンター】

就職ガイダンス、模擬テスト等を実施。

4. 公的な質保証システムにおける「職業指導(キャリアガイダンス)」の現状

- 公的な質保証システムの3つの要素のうち、「設置基準」には「厚生補導」の規定が設けられ、これには「職業指導」が含まれる。
- 「設置認可審査」の審査の観点には、「職業指導(キャリアガイダンス)」又はそれに関連するものは含まれていない。
- 「認証評価」では、大学の機関評価を行う3団体が、いずれも「職業指導(キャリアガイダンス)」の要素を評価に含めている。

【設置基準】(別紙1)

大学設置基準

(厚生補導の組織)

第42条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(「厚生補導」の領域の1つとして職業指導が含まれる。)

【設置認可審査】(別紙2)

(「職業指導(キャリアガイダンス)」は、特段の審査の観点として含まれていない。)

【認証評価】(別紙3)

大学基準協会の「大学基準」及びその解説

5 学生生活

大学は、学生が学修に専念できるよう、学生生活と学習環境に配慮しなければならない。

(解説)

大学は、学生の進路、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するために、進路(職業)相談、カウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。

大学評価・学位授与機構の「大学評価基準」

基準7 学生支援等

7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

日本高等教育評価機構の「大学評価基準」

基準4. 学生

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(参考1) 諸外国の質保証制度における職業指導(キャリアガイダンス)に関連する規定

諸外国においても、質保証の仕組みが異なるものの、大学の機能として、職業指導(キャリアカウンセリング)等の活動を位置付けている。

①イギリス

QAA(Quality Assurances Agency)が作成し、設置認可審査を行う際に使用する「大学行動準則」(Code of Practice)の一つとして「キャリア教育・情報・指導」(Career Education, Information and Guidance)が設けられている。この行動準則は、キャリア教育の実施、キャリア情報の提供及び職業指導(キャリアガイダンス)の実施の、3つの活動について規定している。

この行動準則は、その基本原則として「大学は、『キャリア教育・情報・指導』に関し、明確かつ文書化され、分かりやすい方針を持たなければならない」と規定している。

General principles

- 1
The institution should have a clear, documented and accessible policy for career education, information and guidance (CEIG), including statements of the institution's objectives and of students' entitlements and responsibilities.
- 2
CEIG provision should be impartial, client-focused, confidential, collaborative, accessible and in accordance with the institution's equal opportunities policy.
- 3
CEIG provision should be subject to the institution's quality assurance procedures.
- 4
The institution should seek to identify and cater for the special needs of students who may be disadvantaged in the labour market.

②アメリカ

アメリカ合衆国教育長官が認証する6つの地区アクレディテーション協会のうち、カリフォルニア州をはじめとしたアメリカ西部地域を担うWASC(Western Association of Schools and Colleges)は、そのアクレディテーション基準に、学生支援の一環として、キャリアカウンセリングを含んでいる。

Support for Student Learning and Success

Criteria for Review

- 2.13 Student support services, including financial aid, registration, advising, career counseling, computer labs, and library and information services, are designed to meet the needs of the specific types of students that the institution serves and the curricula it offers.

③ドイツ

ドイツ高等教育大綱法は、第2条「高等教育機関の使命」及び第7条「学修の目標」の一つとして「職業活動への準備」を掲げている。

また、州政府が州法を定め、高等教育機関の役割として、職業活動に対する準備を行わせることを定めている。

ノルトライン・ヴェストファーレン州高等教育自由法(2006年10月31日制定)
第3条 任務

(1) 一般大学(Universität)は、研究、教育、学修、若手研究者の育成、知識移転(とりわけ科学的な継続教育、技術移転)によって、科学的な認識を産出するとともに、科学を保護育成し、発展させることに資する。一般大学は、科学的な認識と方法の使用が必要となる国内外の職業活動に対して準備させるものである。

(3) 高等教育機関は、学生の社会的な促進に協力する。高等教育機関は、障害や慢性的な病気のある学生及び従事者、また子どものいる学生及び従事者の特別なニーズを顧慮する。高等教育機関は、これらの子どもの適切な養育のために尽力する。高等教育機関は、職業教育法にしたがって職業教育の任務を負う。高等教育機関はそれぞれの領域においてスポーツと文化を振興する。

④フランス

フランスでは、2007年8月施行の「大学自由責任法」により教育法典を改正し、大学の学生支援機能を充実した(第21条により、学生就職支援局の設置に関する教育法典第L.611-5を追加)。

具体的には、各大学に学生就職支援局の設置(第L611-5条)と、就職率等の統計の公表(第L612-1条)を規定。

教育法典

第L.611-5条

管理評議会の議決により、各大学に学生就職支援局を設置する。同局は、特に、学生に対し、大学が提供する課程と関連する研修(スタージュ)及び就職の募集を提供し、また学生の研修及び初就職を探す上で支援することを責務とする。

同局は、雇用及び職業参入に係る学生の諸問題を助言する。

学生就職支援局は、管理評議会に対し、学生が実施した研修の数及び質、また職業参入に関して年次報告をする。

第L.611-2条

高等教育は、専門家と連携して編成される。

(1) 代表者は権限ある機関におけるカリキュラムの決定に参加する。

(2) 実務者は教育に貢献する。

(3) スタージュ(研修)は公的又は民間企業、若しくは行政において、また交互教育において実施できる。この場合、これらのスタージュは適切な教育のフォローアップの対象となる。

第L612-1条

第3項 各大学は、修了率、進学率、就職率等の指標を盛り込んだ統計を公表するものとする。

(参考2)関連する用語について

- キャリア教育, 職業教育, 「職業指導(キャリアガイダンス)」の用語は使い分けられている。
- その際, 大学教育に関しては, 従来の考え方を踏まえて「職業指導(キャリアガイダンス)」の用語が用いられている。

【平成16年 キャリア教育の推進に関する総合調査研究協力者会議・報告】

○キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観, 職業観を育てる教育。

より詳しくは, 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し, それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。

○職業教育

職業に従事する上で必要とされる知識, 技能, 態度を習得させることを目的として実施される教育。

より狭義には, 専門教育における各教科のうち, 農業, 工業, 商業, 水産, 家庭, 看護, 情報, 福祉など, 職業に関する教科の学習を通して行う教育。

職業教育とキャリア教育は, ともに将来の職業や仕事と深く関わって行われる教育活動であることから, 両者の活動内容や目標等に様々な共通点がある。

【平成21年 中教審キャリア教育・職業教育特別部会・審議経過報告】

○キャリア教育

社会的・職業的自立に向け, 必要な知識, 技能, 態度をはぐくむ教育。

より詳しくは, 一人一人のキャリア発達を支援し, それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な知識, 技能, 態度をはぐくむ教育。

○職業教育

一定の又は特定の職業に従事するために必要な知識, 技能, 態度をはぐくむ教育。

職業教育は, 単なる専門的な知識・技能の教授に終始しないよう, 社会的・職業的自立を促すというキャリア教育の視点に立って行われるべきである。

また, 一定の又は特定の職業に従事することを念頭に置かない一般的な教育活動(例: 総合的な学習の時間等における職場見学や, 職業調べ学習)は, 職業教育でなく, 将来の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育として位置付けられる。

○「職業指導(キャリアガイダンス)」

多くの就業者にとって社会に出て行くための学校教育の最終段階である高等教育修了の段階では, 社会への移行に当たり, 本人の主体的・自律的選択が求められる時であり, 職業指導(キャリアガイダンス)や, キャリアセンター等による, 職業・就職に関する情報の提供や相談体制などの機能がとりわけ重要。

平成18年の中教審答申の提言を踏まえ、平成21年4月に教育職員免許法施行規則の改正により「教職指導」の実施が明確化。

教育職員免許法施行規則

第22条の4

認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

「教職課程認定申請の手引き」では、教職指導の例として、教職課程のガイダンス、履修指導、就職指導、各種相談への対応等が挙げられている。また、教職指導における組織的な取組(教員養成カリキュラム委員会、教職課程委員会等)が求められている。

平成18年 中教審「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」

「教職指導」の充実－教職課程全体を通じたきめ細かい指導・助言・援助－

学生が主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、今後は、どの大学においても、教職指導の充実に努めることが必要である。法令上も、教職指導の実施を明確にすることが適当である。

学生が教職課程の履修を円滑に行うことができるよう、入学時のガイダンスを工夫するとともに、履修期間中のアドバイス機能を充実することが必要である。

同学年や異学年の関わりを通して相互に学習し合う集団学習の機会を充実するとともに、インターンシップや、子どもとの触れ合いの機会、現職教員との意見交換の機会等を積極的に提供することが必要である。

○ 教職指導は、学生が教職についての理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるよう、教職課程の全期間を通じて、課程認定大学が継続的・計画的に行う指導・助言・援助の総体、即ち教科と教職の有機的統合や、理論と実践の融合に向けての組織的な取組である。

○ これまで、教職指導については、課程認定大学により取組に大きな差があったが、今後は、どの大学においても、学生の適性や履修履歴等に応じて、きめ細かい指導・助言・援助が行われるよう、教職指導の充実に努めることが必要である。このため、法令上も、教職課程全体を通じた教職指導の実施を明確にすることにより、各大学における積極的かつ計画的な取組を推進することが適当である。

(別紙1) 大学設置基準の「厚生補導」の規定

大学設置基準の「厚生補導」には、「学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること」を目標とする「職業指導」が含まれる。

①大学設置基準(昭和31年文部省令)

(厚生補導の組織)
 第42条 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

- ・「厚生補導の組織」に関する条文は、大学設置基準制定時(昭和31年)に設けられている。
- ・「厚生補導」には、昭和33年の学徒厚生審議会の答申により、「職業指導」が含まれるとされている。

②昭和33年 学徒厚生審議会「大学における学生の厚生補導に関する組織およびその運営の改善について(答申)」

第1 厚生補導の目的および意義

厚生補導業務の目標および領域について

この業務の目的を実現するために達成しなければならない目標を定め、同じ目標を有する仕事の群を領域として、基準的な業務内容を分類整理することができる。

この業務の目標および領域は、つぎのとおりである。

目標	領域
13. 学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること	11. 職業指導

第3 改善の基準

[要項] 業務内容に関する基準要項

この要項は、厚生補導業務の内容を明らかにするため、この業務の目的を達成するために直接関係のある仕事を、第1章に述べた目標・領域に対応して、一次的に分化した業務として分析記述したものである。

領域	教育的な性格を有する業務	管理的な性格を有する業務
11. 職業指導	職業についての正しい知識を与えること。 適性に合致した職業選択について、相談を実施すること。	卒業生の活動状況を追求し、職業指導上必要な情報を収集すること。 就職あっせんを行うこと。

大学設置基準の「厚生補導」の15の目標のうち「学生がその個性と能力に応じた職業につくことができるようにすること」に対応する領域として「職業指導」が掲げられている。あわせて「職業指導」の業務が「教育的な性格」「管理的な性格」から整理されている。

(別紙2)設置認可審査における審査項目

設置認可審査の項目には、「職業指導(キャリアガイダンス)」を直接に対象とするものは含まれていない。

1. 設置の趣旨・目的

- ① 設置の趣旨は、大学が担うべき法令上の目的・役割に照らして、整合性のあるものとなっているか。
- ② 教育研究上の理念・目的、養成する人材像、大学・学部・学科の特色が明記され、社会に対する「約束」として広く理解される内容になっているか。
- ③ 特に職業人養成に特色を置く大学、学部及び学科の場合、経済社会の人材需要や地域の実情等について、的確な見通しを持っているか。

2. 名 称

- ① 大学等の名称は、設置の趣旨・目的に照らして適切であるか。
- ② 学位に付記する専攻分野の名称は、学部・学科名称等に適切に対応しているか。
- ③ 英文表記は、国際的に通用性を有しているか。

3. 教育課程

- ① 入学者の公正かつ妥当な選抜方法等が定められているか。
- ② 大学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程が編成されているか。また、大学の設置者が他に専門学校等を経営している場合、大学としての授業科目を自ら開設しているか。
- ③ 教育課程の編成に当たって、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮されているか。
- ④ 大学の教育上の目的に沿って、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に適切に配当しているか。

- ⑤ 授業を行う学生数は、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような人数となっているか。
- ⑥ 通信教育を行う場合、通信教育によって教育効果が得られる専攻分野であるか。
- ⑦ 講義、演習、実験、実習・実技のいずれか又は併用により適切に行われることになっているか。授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか。
- ⑧ 高度メディア利用授業を実施する場合、具体的な実施方法を提示させ内容を確認する。また、その場合、法令の要件に適合しているか。
- ⑨ 1年間の授業期間は、試験期間等を含め、35週にわたるとともに、各授業科目は、10週又は15週にわたるものとなっているか。集中授業については、十分な教育効果が得られる授業について行うものとなっているか。
- ⑩ 単位互換を行う場合、他の大学において履修した授業科目について、60単位未満(短大にあつては30単位未満)とすることとしているか。
- ⑪ 夜間主コースの学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)が適切であるか。また、図書館、厚生施設等の利用上の配慮、事務処理体制は適切であるか。
- ⑫ 国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分に確保されているか。また、実習等の計画・指導・成績評価等の連携体制が適切なものとなっているか。
- ⑬ 通信教育を行う場合、指導・教育相談のための組織、情報通信技術の管理者等を配置し、丁寧な個別指導の機会の充実に配慮しているか。
- ⑭ 卒業要件は、人材養成目的及び課程の目的に照らして必要な学修量を確保し、法令上の要件を満たしているか。
- ⑮ 履修科目の登録上限(CAP制)の設定、厳格な成績評価(GPA)など、いわゆる「出口管理」に努めているか。

4. 教員組織

- ① 教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野に応じ必要な教員が配置されているか。
- ② 大学の教育研究上の目的に照らして、主要な授業科目に、原則として専任教員(教授又は准教授)が配置されているか。
- ③ 演習、実験、実習・実技を伴う授業科目については、助手を配置するなど、指導体制が配慮されているか。
- ④ 教育研究上の責任体制、管理運営への参画、勤務形態・処遇等において、専任教員の位置付けは、明確となっているか。
- ⑤ 当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合には、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっているか。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であるか。
- ⑥ 科目等履修生等を学部等の収容定員を超えて相当数受け入れる場合に教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加しているか。
- ⑦ 教員個人調書に真正な学位等を記載しているか。
- ⑧ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な専任教員が備えられているか。

5. 施設・設備等

- ① 教育研究に必要な教室(講義室、演習室、実験・実習室)等が備えられているか。
- ② 専任教員に対して研究室が備えられているか。
- ③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が図書館を中心に系統的に備えられているか。(電子ジャーナルやデジタルデータベースの整備を含む。)
- ④ 教育研究上必要な種類及び数の機械、器具及び標本が備えられているか。

- ⑤ 大学の教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努められているか。
- ⑥ 運動場が校舎と同一の敷地内又はその隣接地にない場合は、実地にて確認する。また、その場合、学生が円滑に利用できるようになっているか。
- ⑦ 2以上の校地において教育研究を行う場合、それぞれの校地ごとに必要な施設・設備が備えられているか。
- ⑧ 大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、当該大学の教育研究に支障のないものとなっているか。
- ⑨ 大学における校地の面積は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルを乗じた面積を充足しているか。
- ⑩ 校舎の面積は、設置基準上に定める基準面積を充足しているか。大学が他の学校等との間で施設を共用する場合、それぞれの学校等の基準面積を合算した面積以上の校舎を有しているか。

6. その他

- ① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する仕組みとなっているか。
- ② 教育・研究、組織・運営、施設・設備の状況について点検・評価を行い、その結果を公表する方策が講じられているか。
- ③ 専攻単位ごとの専門分野別の自己点検・評価の実施に努めているか。
- ④ 当該大学における教育研究活動等の状況について積極的な情報提供を行うための方策が講じられているか。
- ⑤ 同一学校法人が設置する大学・短大で定員超過が著しくないか。(学部・学科単位で入学定員ベースで1.3倍以上のもの)

(別紙3) 認証評価における「職業指導(キャリアガイダンス)」に関連する取扱い

認証評価では、大学の機関別評価を行う各団体が、「職業指導(キャリアガイダンス)」に相当する評価基準を定めている。評価報告書も、大学における況について言及している。

①大学基準協会

(ア) 認証評価報告書の記述の例(熊本学園大学)(抜粋)

就職指導については1年次から積み上げて、系統的にキャリア教育、ガイダンスを実施し、企業退職者をキャリア・アドバイザーとして2名起用し、総数12名の職員を揃えるなど、きめ細やかで組織的な支援を行っている。特に「大学生活の充実・発展に関する運営協議会」を設置して大学教育・施設に関する学生の要望をくみ上げる制度を有していることは評価できる。

(イ) 「大学基準」及びその解説(認証評価の基準)

5 学生生活

大学は、学生が学修に専念できるよう、学生生活と学習環境に配慮しなければならない。

(解説)

大学は、学生の進路、心身の健康、保健衛生等に係る相談等に適切に対応するために、進路(職業)相談、カウンセリング等の指導相談体制を整備する必要がある。

なお、上記の評価基準については、具体的には次の観点から調査することとなっている。

- 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- 就職担当部署の活動の有用性
- 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
- 就職統計データの整備と活用の状況

(○は必須の評価項目、●は任意の評価項目)

②大学評価・学位授与機構

(ア) 認証評価報告書の記述の例(金沢大学)(抜粋)

就職相談に関しては、就職支援室が置かれており、キャリアコンサルタントの資格を有する相談員を配置して行き届いた相談に当たるとともに、就職に関わる各種の説明会等が非常に積極的に運営されている。いずれも利用率は高く、円滑に運営されていることによって学生の信頼を得ていることをうかがわせる。

(イ) 大学評価基準(認証評価の基準)

基準7 学生支援等

7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

なお、上記の評価基準については、具体的には次の観点から調査することとなっている。

○ 例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられるが、これらはいくまでも例示であり、各大学に置かれた固有の事情等に応じて、学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談・助言体制の整備状況を分析。

なお、実際の評価に当たっては、以下の点に留意することとされている。

○ 「適切に行われているか」については、学生の当該相談・助言の実施状況、利用満足度等の学生ニーズ等を考慮しつつ分析。

③日本高等教育評価機構

(ア) 認証評価報告書の記述の例(大阪商業大学)(抜粋)

就職・進学支援は、1年次から職業意識を持たせるよう就職支援行事が開催され、教育方針のもとで学生への支援、いわゆる成績不振者への適切な対応や経済的支援、課外活動に対する支援などのサービスが各部局を中心にきめ細かく運営されている。

(イ) 大学評価基準(認証評価の基準)

基準4. 学生

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。